

## 景品の基準

景品として提供できる商品・サービス等は、次の1～4のいずれにも該当しないものとする。なお、1～4に定めるもののほか、事業の趣旨に鑑み、県健康医療福祉部長が不適当と認めるものは、景品として登録できないことがある。

### 1 行政機関等への支払い

- (1) 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- (2) 社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)
- (3) 宝くじ(当せん金付証票法[昭和23年法律第144号]に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律[平成10年法律第63号]に基づくもの)
- (4) その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技[競馬、競輪、競艇、オートレース]等)  
ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入場料等、行政機関が運営する現業の対課については対象。

### 2 日常生活における継続的な支払い

電気、ガス、水道、電話料金、NHK放送受信料、不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料、保険料等(生命保険、火災保険、自動車保険等)

### 3 換金性の高いものの購入

- (1) 金券(ビール券、清酒県、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、県証紙、店舗が独自に発行する商品券等)、プリペイドカード購入、電子マネーへのチャージ等
- (2) 金融商品(預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等)

### 4 社会通念上不適当とされるもの